

グラウンド・ゴルフ体験型旅行商品造成業務

プロポーザル実施要領

1. 目的

鳥取県湯梨浜町で誕生した生涯スポーツ「グラウンド・ゴルフ」を体験し、湯梨浜町内の温泉旅館に宿泊する、海外のグラウンド・ゴルフ愛好者や健康志向の高い者等を対象とした旅行商品を造成し、グラウンド・ゴルフ発祥地としての知名度を世界的に高めるとともに、「ワールドマスターズゲームズ2027関西」後のインバウンド促進の加速化を図る。

本要領は、上記目的を達成するため、「グラウンド・ゴルフ体験型旅行商品造成業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

- (1) 業務の名称
グラウンド・ゴルフ体験型旅行商品造成業務
- (2) 委託料上限額
8,978,200 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (3) 業務期間
契約締結の日から令和8年3月23日まで
- (4) 業務内容
別紙業務仕様書のとおり

3. 実施形式

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 提案者（受任者がいる場合は受任者も含む）が国税及び地方税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び湯梨浜町暴力団排除条例（平成24年条例第15号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらに利益となる活動を行う団体でないこと。
- (5) 令和元年以降、他自治体において、同種・類似業務の受託実績があること。
- (6) 実施運営にあたり、湯梨浜町デジタル・みらい戦略課（以下「デジタル・みらい戦略課」という。）と、業務期間中に実施方針や運営内容について十分な協議ができること（オンラインでの協議を含める）等、本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備されていること。

5. 質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付
 - ア. 提出期限 令和7年6月20日(金) 12時00分必着
 - イ. 提出書類 質問書(様式第1号)
 - ウ. 提出方法 電子メール(ymirai@yurihama.jp)により提出
※電話、ファクス、口頭での照会対応は行わない。

- (2) 質問に対する回答
 - ア. 回答日 令和7年6月27日(金)
 - イ. 方法 町ホームページに全質問及び回答内容を掲載する。
質問者名は公表しない。

6. 参加申込書の提出

- (1) 提出期限 令和7年7月4日(金) 17時15分必着
- (2) 提出書類 以下のとおり
 - ア 参加申込書(様式第2号) … 1部
 - イ 会社の概要 … 1部(任意様式:既存のパンフレット可)
- (3) 提出方法 PDF(カラー)、持参又は郵送
※PDF提出の場合は1ファイル3MB以下とし、サイズが超過する場合は、分割して提出するものとする。
※持参の場合は閉庁日を除く8時30分から17時15分までとする。
- (4) 提出場所 〒682-0723 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1
湯梨浜町役場デジタル・みらい戦略課
電話:0858-35-5313
電子メール:yimirai@yurihama.jp

7. 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和7年7月11日(金) 17時15分必着
- (2) 提出書類 以下のとおり
 - ア 業務実績書(様式第3号) … 1部
業務実績の内容が確認できる書類(契約書の写しなど)を添付すること。
 - イ 企画提案書(様式第4号) … 原本1部 複写物6部
特に必要がある場合を除いてすべてA4判(横書き)とし、使用する言語は日本語とし、フォントは10.5ポイント以上の大きさとし、
 - ① 別紙「企画提案書記載事項一覧」の項目についてもれなく記載すること。
 - ② 簡潔に記載し、文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可とする。
 - ③ 本文の各ページ下部には、ページ番号を記載すること。
 - ④ 企画提案書は、10ページ以内とする。
 - ⑤ 企画提案書の記載内容に不整合があった場合は、本町に有利な記載内容を正とみなすものとする。
 - ウ 提案価格書(様式第5号) … 1部
- (3) 提出方法 PDF(カラー)、持参又は郵送
※PDF提出の場合は1ファイル3MB以下とし、サイズが超過する場合は、分割して提出するものとする。
※持参の場合は閉庁日を除く8時30分から17時15分まで。
- (4) 提出場所 〒682-0723 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1
湯梨浜町役場デジタル・みらい戦略課
電話:0858-35-5313
電子メール:yimirai@yurihama.jp

8. 審査基準及び審査方法

(1) 審査評価手法

湯梨浜町グラウンド・ゴルフ体験型旅行商品造成業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において、審査基準に基づき、提案者によるプレゼンテーションの評価を行い、最高得点を得たものを優先候補者とする。なお、提案者が5者以上となった場合は、企画提案書に基づいた書類選考を行い、上位4者のみをプレゼンテーションに参加させる。

最高得点を得たものが複数あった場合は見積金額が最も低いものを優先候補者とする。さらに同点同額のもものが複数あった場合には、くじ引きにより優先候補者を選定する。

提案者が一者のみの場合、審査会が本要項、業務仕様書等を満たすと判断した場合は、その提案者を優先候補者として選定する。

(2) プレゼンテーションの実施

ア 実施日 令和7年7月23日（水） 13時30分～（予定）

※日時を変更する場合は、参加申込者に連絡する。

※時間については、応募状況により変動する可能性がある。募集締め切り後に提案者に対し、別途時間を連絡する。

※テレビ会議システム（Zoom等）を使ったプレゼンテーションを予定。

イ 時間配分 20分程度（プレゼンテーション10分、質疑10分）

(3) 審査基準

審査会において、提案の内容と実績、業務遂行能力などを総合的に審査する。

ア. 会社概要・業務実績（10点）

- 同種・類似業務の実績

イ. 実施体制（10点）

- 事業に必要な体制が整っているか。

ウ. 企画提案書（30点）

- 提案内容の企画性及び先進的独創性
- 町の特色の理解度
- 町の知名度アップの期待度

エ. 周知、参加者募集、販売（30点）

- 海外に対する周知、募集方法と有効性
- 継続性のある販売に向けた戦略の有効性

オ. その他加点項目（10点）

- 上記の他、グラウンド・ゴルフの海外普及、インバウンド促進につながる効果的な提案

カ. 提案価格（10点）

- 節減努力などによる提案価格の妥当性

9. スケジュール

項目	期日等
1 質問の受付	令和7年6月20日（金）12時00分必着
2 質問に対する回答	令和7年6月27日（金）町ホームページに掲載
3 参加申込書の提出	令和7年7月4日（金）17時15分必着
4 企画提案書等の提出	令和7年7月11日（金）17時15分必着
5 審査会	令和7年7月23日（水）13時30分～（予定）
6 審査結果の通知	令和7年7月28日（月）（予定）
7 委託契約締結	令和7年8月上旬（予定）

10. 審査結果の通知

審査結果については、優先候補者を決定した後、令和7年7月28日（月）に各提案事業者に対して文書で通知する予定である。

11. 受託事業者の決定及び契約

優先候補者と提案内容、契約手法等の詳細を協議のうえ、受託事業者として決定し、委託契約を締結するものとする。なお協議が合意に至らなかった場合は、次点候補者と協議に入るものとする。

12. 提案の無効に関する事項

次の項目のいずれかに該当するときは、その事業者の提案は無効となる。

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 一つの事業者が複数提案したとき。
- (3) 書類等に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 所定の日時及び場所に提案書などを提出しないとき。
- (5) 委託上限額を超えた提案価格の場合。
- (6) その他、審査会において不相当と認められた場合。

13. その他

- (1) 本提案に係る一切の経費は、提案事業者の負担とする。
- (2) 提出された全ての書類の所有権は、町にあるものとし、提出された資料の返却はしない。
- (3) 審査等にあたり必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。
- (4) 提出書類の著作権は提案事業者に帰属する。町が提案事業者に無断で他の目的に使用することはない。
- (5) 受託事業者選定に関する審査評価内容及び経過などについては公表しない。
- (6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

14. 問い合わせ先

〒682-0723 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留 19 番地 1

湯梨浜町役場デジタル・みらい戦略課

電話：0858-35-5313、ファクス：0858-35-3697

電子メール：ymirai@yurihama.jp

※閉庁日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

様式第 1 号

《プロポーザル用》

質問書

年 月 日

湯梨浜町長

住所
商号又は名称
代表者職氏名

下記のとおり質問します。

記

委託業務名：グラウンド・ゴルフ体験型旅行商品造成業務

質問事項（質問が多い場合は別紙に記入）

年 月 日

湯梨浜町長

住所
商号又は名称
代表者職氏名

㊞

参加申込書

次の業務に係るプロポーザルへの参加について申しいたします。

- 1 業務名 グラウンド・ゴルフ体験型旅行商品造成業務

《連絡担当者》

住所

所属部署

役職名

氏名（ふりがな）

電話番号

FAX 番号

電子メール

任意様式

会社概要書

名称・商号		
代表者職氏名		
所在地等	(住所) 〒 (電話番号) (FAX 番号)	
設立年月日		
資本金		
過去 2 年間の 売上高	年度	
	年度	
従業員数 ※ このうち、専門スタッフ、技術者の数、資格等を明記してください。		
事業内容		
許可・登録・資格		
参加・加入団体		

※A4 判縦 1 枚（片面・横書き）にまとめること。文字は 10.5 ポイント以上とすること。

業務実績書

過去の業務実績について、それぞれ簡潔にまとめてください。
資料として別紙でまとめるなど、様式は自由です。

- ※A4 判 1 枚（片面・横書き）にまとめること。文字は 10.5 ポイント以上とする。
- ※業務実績の内容が確認できる書類（契約書の写しなど）を添付してください。

グラウンド・ゴルフ体験型旅行商品造成業務

企画提案書

住 所 _____

事業所名 _____

代表者氏名 _____ 印

担当者氏名 _____

電話番号 _____

F A X 番号 _____

企画提案書記載事項一覧

1. 本業務の実施方針

業務特性に応じた事業者としてのグラウンド・ゴルフ体験型旅行商品造成業務の取組方針について、記載すること。

2. 実施体制について

業務執行する上での管理責任体制、業務執行体制などについて、組織図またはフロー図などを用いてわかりやすく表すこと。フロー図などには、具体的な技術者の氏名を明記し、その役割分担についても明確に表記すること。

また、業務の一部を外注する予定の場合には、その業務、外注先（予定）について補記すること。

3. 各種業務の実施方法、企画提案など

仕様書に示す業務の進め方、実施内容、実施手法にかかる提案などについて、具体的に記入すること。特に募集方法とターゲット層を提示すること。業務内外を問わず、グラウンド・ゴルフの普及、湯梨浜町のインバウンド促進につながる効果的な提案があれば記入すること。

4. 業務完了までの作業スケジュール

業務開始から業務完了までのスケジュールについて、表を用いて提案すること。

5. その他

その他、仕様書に定めのない業務、提案、特に事業者としてアピールしたい点などについて記載すること。

様式第 6 号

年 月 日

湯梨浜町長

住所
商号又は名称
代表者職氏名

⑩

辞 退 届

今般、都合により、次の業務に係るプロポーザルを辞退いたします。

業務名 グラウンド・ゴルフ体験型旅行商品造成業務

別紙「審査基準」

グラウンド・ゴルフ体験型旅行商品造成業務

審査は、100点満点とし、次のように審査項目別に配点する。

審査項目	点数
<p>【会社概要・業務実績】</p> <p>同種・類似業務の実績を次の順位で評価する。</p> <p>① 同種業務の実績がある。(2件以上…10点、1件…5点)</p> <p>② 類似業務の実績がある。(2件以上…10点、1件…5点)</p>	10
<p>【実施体制】</p> <p>事業に必要な体制が整っているか。</p>	10
<p>【企画提案書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案内容の企画性及び先進的独創性 ・町の特色の理解度 ・町の知名度アップの期待度 	30
<p>【周知、参加者募集、販売】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外に対する周知、募集方法と有効性 ・継続性のある販売に向けた戦略の有効性 	30
<p>【その他加点項目】</p> <p>上記の他、グラウンド・ゴルフの海外普及、インバウンド促進につながる効果的な提案</p>	10
<p>【提案価格】</p> <p>節減努力などによる提案価格の妥当性</p>	10
合計	100

審査点数

審査の際には、各項目の審査基準を参考とし、審査項目ごとに5段階で評価を行う。評価の際には「普通」を基準として、それよりもどの程度優れているか、劣っているかを判断するものとする。

評価にはそれぞれ対応する点数を設け、当該項目の点数とする。

評価	配 点		
	10点の場合	20点の場合	30点の場合
大変優れている	10	20	30
優れている	8	16	24
普通	6	12	18
劣る	4	8	12
大変劣る	2	4	6

※ ただし、基本的事項【業務実績】については、表中による加点とする。